

第2節 承認・認可基準

第1 仮貯蔵・仮取扱い承認の申請

法第10条第1項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は次のとおりとする。

1 申請

- (1) 同一の場所において、仮貯蔵と仮取扱いが同時に行われる場合の申請は、これを一括して1件の申請とすることができる。
- (2) 仮貯蔵等が数箇所に分散して行われる場合の申請は、原則として個々の申請とする。ただし、複数の仮貯蔵等が同一敷地内であり、かつ、その態様、規模及び位置等を勘案し、十分な管理監督できる範囲内であると認められる場合は、これらを一括して1件の申請とすることができる。

2 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法定期間である「10日以内」に限る。

また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、原則として認められない。ただし、やむを得ない事由により同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合は、この限りでない。

なお、やむを得ない事由の例としては、次によるものがある。

- (1) 工事現場、埠頭等の特殊な場所におけるとき
- (2) 事故による緊急措置等やむを得ないとき
- (3) その他正当な理由があるとき

3 仮貯蔵等の場所

仮貯蔵等を行う場所は、危険物施設として許可を受けている場所以外の場所であることが前提であり、許可を受けている場所においては、次の場合を除き承認できない。

- (1) 危険物施設の変更、廃止、定期点検、タンク清掃等のため、タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る場合
- (2) 油圧装置等の一般取扱所において指定数量以上の潤滑油を交換する場合
- (3) その他やむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

4 仮貯蔵等の場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危政令第9条第1項第1号に定める製造所の位置の規定によること。

5 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

- (1) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造ったさく等を設けて明確に区画すること。
- (2) 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。
ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危省令第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。
なお、タンクで貯蔵する場合の空地の幅は、3m以上とすること。
- (3) 類を異にする危険物を貯蔵する場合は、類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、その相互間に幅1m以上の空地を保有すること。
- (4) 仮貯蔵等を行う場所は、危険物が直接事業所敷地外に流出するおそれがない場所又は流出しないよう適切な措置を講じた場所とすること。

(5) 次に掲げる危険物の仮貯蔵等は、承認してはならない。ただし、コンテナ内において貯蔵する場合で安全が確認されるとき、又は危険物の性状に応じて遮光、防水等危険防止のための有効な措置が講じられているときはこの限りでない。

ア 第1類の危険物のうち、無機過酸化物質又はこれを含むもの

イ 第2類の危険物のうち、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含むもの

ウ 第3類の危険物

エ 第4類の危険物のうち、特殊引火物

オ 第5類の危険物

6 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

(1) 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ出入口は防火設備（防火戸）を設けた、専用の棟又は室とすること。

(2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

(3) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

(4) 電気設備を設けるときは、電気工作物に係る法令の規定によること。

7 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危政令第4章の規定を準用するものとする。

8 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

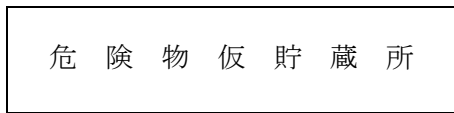
9 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等における危険物の取扱いに際しては、当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者が立会うものとする。

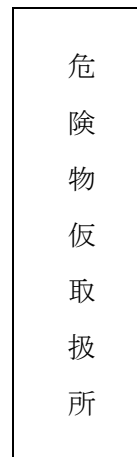
10 標識及び掲示板

仮貯蔵等をする場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合は「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合は「危険物仮取扱所」と表示した標識並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。なお、前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ危規則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板（火気厳禁、禁水等）を設けること。

標識の例



縦30cm以上、横60cm以上
地は白色、文字は黒色



縦60cm以上、横30cm以上
地は白色、文字は黒色

掲示板の例

消防法による危険物仮貯蔵・仮取扱所	
承認年月日・承認番号	年 月 日 旭消認第 号
期間	年 月 日から 年 月 日まで
種類・数量・倍数	第 類（第 石油類）○○ kg・L 倍
責任者（危険物取扱者）	○○ ○○
連絡先	電話（ ） —

縦30cm以上、横60cm以上。
地は白色、文字は黒色

11 タンクコンテナによる仮貯蔵

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」【H4.6.18 危 52、R4.12.13 危 275】によること。

12 基準の特例

危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なくかつ火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、1から6までを適用しないことができる。

13 仮貯蔵、仮取扱い承認の取消し

次に該当する場合は、仮貯蔵、仮取扱いの承認を取り消すことができる。

- (1) 仮貯蔵、仮取扱い承認を受けた後、貯蔵取扱方法等が変わり火災予防上支障があると認めるとき

- (2) 仮貯蔵、仮取扱いをする場所の周辺の状況が変わり、火災予防上支障があると認めるとき。

14 震災時等における仮貯蔵・仮取扱い等

震災時における危険物の仮貯蔵、仮取扱いについては、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」【H25.10.3 危 171、H30.12.18 危 226】及び旭川市消防本部で作成した「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策ガイドライン」によること。

15 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に必要な書類及び編さん

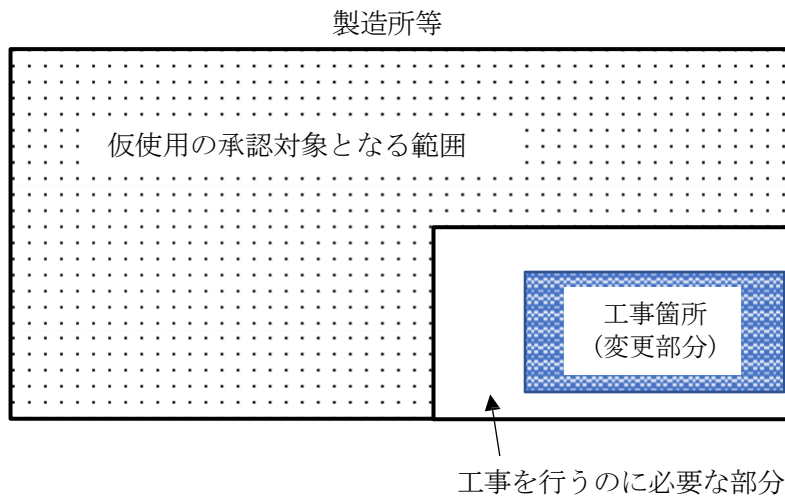
危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に必要な添付書類は、次の書類とする。

- (1) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書
- (2) 案内図
- (3) 仮貯蔵等の場所の構造図及び敷地の見取図
- (4) 消火設備の設置場所、標識及び掲示板の設置場所を示した図
- (5) その他審査に必要な書類（危険物取扱者免状の写し等）

第2 仮使用承認の申請

1 仮使用の承認対象

- (1) 製造所等の仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない部分とする。（S46.7.27 消防予第105号通知）
- (2) タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることとなるので、変更許可の際に仮使用の承認が必要となる。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。◆
- (3) 仮使用の承認対象となる範囲
製造所等変更の工事にかかる部分とは、実際に工事を行う箇所と当該工事を行うのに必要な部分をいう。◆



図第2-2-1

2 承認条件

仮使用を承認する要件は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項について適合していなければならない。◆

(1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況及び危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分は工事の内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。

ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

エ 工事場所の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。

オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

(4) 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分行われること。

(6) 仮設施設、設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 機能阻害対策

工事に伴い、防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、消火設備等防災上不可欠な設備等の機能を阻害する場合には、代替措置が講じられていること。なお、この場合に設置する仮設設備等は、承認要件に係る設備として取り扱うものとする。

(8) その他保安措置

ア 風水害等における対応策が講じられていること。

イ 建設用重機を用いる場合は、その作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。

ウ その他工事の内容に応じた保安措置を講ずること。

3 仮使用の期間

仮使用の期間は、製造所等の変更許可を受けて当該変更の工事に着工したときから、完成検査済証が交付されるまでの間とする。

4 変更許可及び仮使用承認の同時申請

仮使用の承認と変更の許可を併せて申請しようとする者は、危規則第5条の3に規定する「変更許可及び仮使用承認申請書」により行うことができる。

5 複数の変更工事に伴う仮使用の手続き

1の製造所等において、複数の部分で変更工事が行われ、工事が終了した部分から使用する場合の取り扱いについては、次によること（H11.3.23 消防危第24号通知）

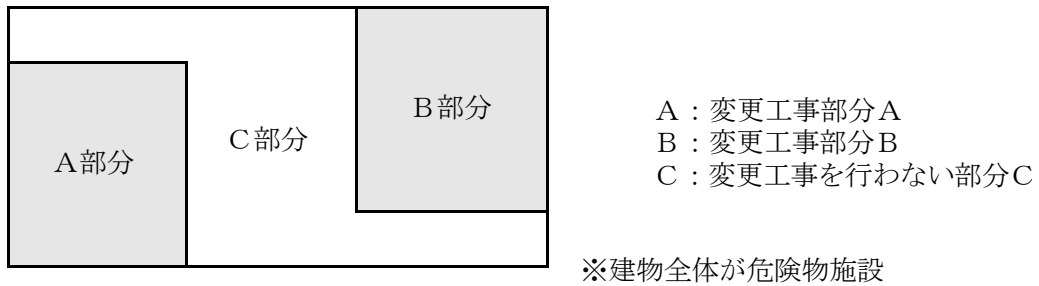
(1) 複数の変更工事に係る許可、完成検査及び仮使用について1の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し相互に区別することができる複数の変更工事については、当該施設の所有者等の希望により区分された変更工事ごとに変更許可をすることができる。

この場合において、それぞれの変更工事について、工事が終了した後、当該変更に係る部分が変更許可どおりに完成していることを確認するための完成検査を実施する。

また、当該完成検査を実施した部分については、市町村長等が仮使用承認を行うことにより仮に使用することができる。

(2) 危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例

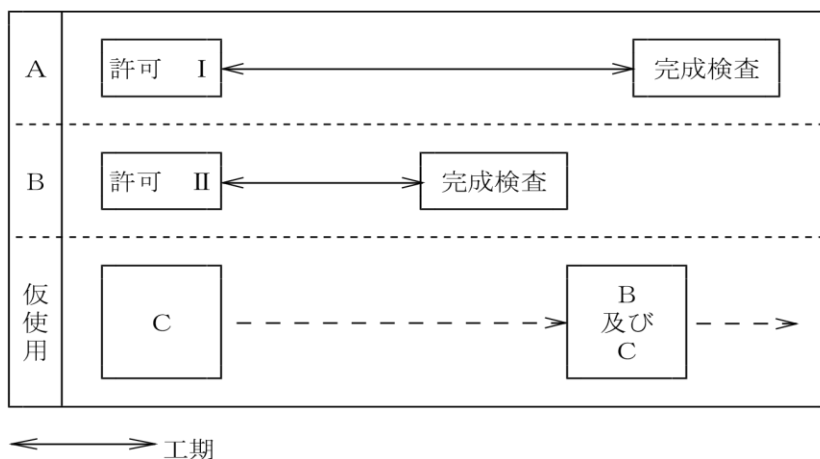
危険物施設の完成検査等（許可、完成検査及び仮使用）の手続の具体例及び留意事項については、次のとおりであること。



図第 2-2-2

ア 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合

(ア) 工期が重複する複数の変更工事の場合



- a A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

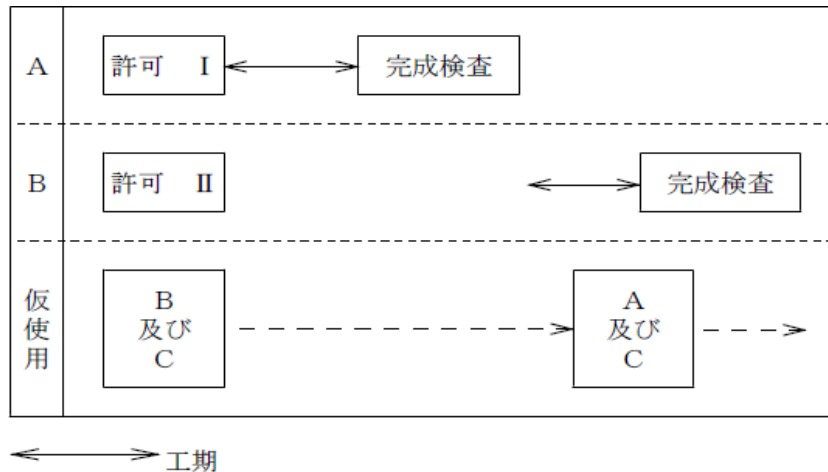
※最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰ及び許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰ及び許可Ⅱの両方に係るものであることを明記すること。

- b B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- c B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

※先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

- d A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(イ) 工期の重複しない複数の変更工事部分の場合



a A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅰの変更工事部分以外の部分（B部分及びC部分）の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

※ 最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

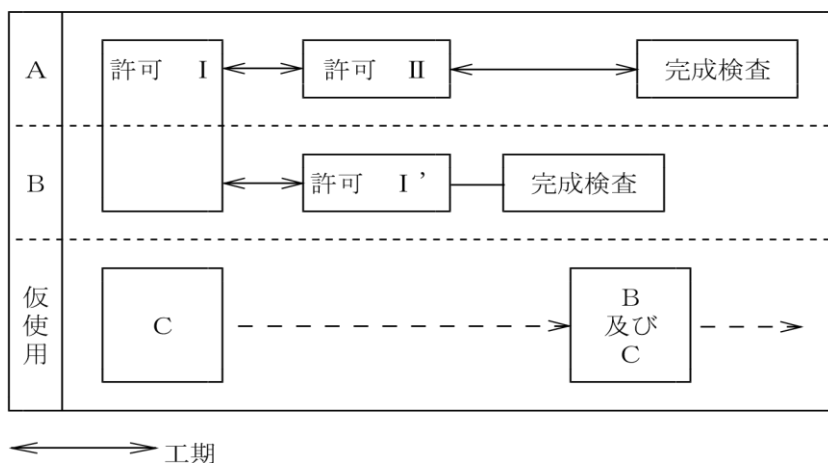
b A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

※ 先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにA部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

c B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

イ 複数の変更工事部分について1の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）



(イ) A部分及びB部分を1の変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。

※ 最初の仮使用承認の際は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

- (イ) B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Ⅰの工事範囲をBの部分に縮小（許可Ⅰ'）するとともに、Aの部分について新たな許可Ⅱを行う。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

- (ウ) B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。※ 先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(3) 仮使用の承認について

1の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、製造所等全体の安全を確認したうえ、承認する。

第3 予防規程制定・変更認可の申請

1 予防規程を定めなければならない製造所等

(1) 予防規程を定めなければならない製造所等は、次のとおりである。

対象となる製造所等	貯蔵又は取扱う危険物の数量等
製 造 所	指定数量の倍数が 10 倍以上
屋 内 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 150 倍以上
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 200 倍以上
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	—
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	—
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	—
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	—
屋 外 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 100 倍以上
給 油 取 扱 所	全て※1
販 売 取 扱 所	—
移 送 取 扱 所	全て
一 般 取 扱 所	指定数量の倍数が 10 倍以上※2

※1 自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のものは除く。

※2 指定数量の倍数が 30 倍以下で、かつ、引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物のみを容器に詰め替えるものは除く。

(2) (1)に該当する製造所であっても次に掲げる施設にあっては、予防規程の作成を要しないものである。

ア 鉱山保安法第 19 条第 1 項の規定による保安規程を定めている製造所等

イ 火薬類取締法第 28 条第 1 項の規定による危害予防規程を定めている製造所等

2 事業所内に予防規程の作成が義務づけられている製造所等が複数ある場合、一の予防規程として作成すること。(S40. 11. 2 自消丙予発第 178 号通知)

3 予防規程作成上の留意事項 (H13. 8. 23 消防危第 98 号通知)

予防規程の作成にあたっては、施設の実態に即して保安確保策を具体化しながら、これを明確に規定するよう作業を進めることが重要であるが、危規則第 60 条の 2 に規定されているもののうち、次の事項について「予防規程に盛り込むべき主な事項」及び「予防規程作成時に考慮すべき事項」は以下の内容が考えられる。

(1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 保安業務の内容と役割分担 (具体的に)

(イ) 保安業務の各役割の担当者

(ウ) 保安業務の各役割の代行者

(エ) 交替時の引継方法及び引継事項

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物施設の保安業務には、危険物の貯蔵及び取扱作業の立会いを行い従業員に必要な指示を与えたり、施設の点検等の維持管理をすること等がある。また、火災をはじめとする災害が発生した場合には、従業員を指揮して応急措置を講じることも必要である。危険物施設の所有者、

保安監督者等の保安業務を管理する者自らが保安業務を全て行うことは不可能であり、また、保安業務を効率のよいものとするためには役割を適切に分担し、業務を組織的に行う必要がある。

保安業務の内容についてはできるだけ具体的に定め、これを施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に応じて役割分担することとなるが、担当者及びその代行者の決定においては、役割に対する責任についても考慮する必要がある。特に代行者に関しては、基本的に、担当者の行う保安業務に必要な権限と同等又はそれ以上の権限を有する者とする必要がある。なかでも、危険物保安監督者については、法第 13 条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行する者は、原則的に、危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。

(2) 自衛の消防組織に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 自衛の消防組織の活動内容
- (イ) 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- (ウ) 自衛の消防組織の構成員の代行者

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危政令第 38 条の 2 により一定規模以上の危険物施設を有する事業所について設けることとされている自衛消防組織のほか、自主的に組織される災害時の即応体制について定める必要がある。

(3) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 保安教育の対象者の区分
- (イ) 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
- (ウ) 保安教育の時期

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物施設の事故は、人的要因によるものが多く発生しており、これを防ぐために従業員は保安に必要な知識及び技能を身につけておく必要がある。これには、テキストを活用したり、訓練を実施するといった保安教育を行うことが有効である。

保安教育は、危険物施設の全従業員を対象とすることが必要である。なお、必要に応じて当該施設の補修、整備等を行うため当該施設に出入りする関係会社の従業員等も対象に含めることが望ましい。

保安教育の計画作成においては、対象者の知識や経験を念頭に置き、従業員の保安意識の維持向上のため、対象者に応じた内容及び実施時期等を考慮することが必要である。特に、実施時期については、保安に対する関心の低下や作業慣れによる気の緩みを防ぐため、作業内容に応じた適切な時期とすることが望ましい。

(4) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 巡視、点検及び検査の時期、内容及び方法
- (イ) 巡視、点検及び検査の実施者（必要な資格を明記）
- (ウ) 巡視、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
- (エ) 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

法第 12 条により、危険物施設の位置、構造及び設備は、危政令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことが義務付けられており、また、法第 14 条の 3 の 2 により一定規模以上の製造所等については、定期的に点検を実施することが定められている。

これに基づき、危険物施設及び設備ごとに運転状況、危険物の取扱状況等に関して、巡視、点検及び検査の内容及び方法を、チェックリストを作成するなどにより明確にする必要がある。なお、危険物施設の保安確保上必要がある場合には、危政令の規定に関するもの以外にも施設の実態に応じて、巡視、点検及び検査についての基準を明確にしておくことが望ましい。

また、巡視、点検及び検査の実施者を指定する場合、資格が必要なものについては、実施者が当該資格を有していることを確認する必要がある。

(5) 危険物施設の運転又は操作に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 安全かつ適正に運転するための基準
- (イ) 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
- (ウ) 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準
- (エ) 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物施設の運転又は操作に関しては、通常の運転時の保安確保に関する事項のみならず、緊急時の措置についても定めておく必要がある。

なお、後記(6)危険物の取扱作業の基準に関することにも該当する事項がある場合は、(6)の内容を本項目に含めることも可能である。

(6) 危険物の取扱作業の基準に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 危政令第 24 条から第 27 条までに規定されている遵守事項に対応した基準
- (イ) 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準 ((ア)に該当するもの以外)

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準について、危政令に定められている事項等に加え、危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準を具体的にわかりやすく規定する必要がある。

なお、前記(5)危険物施設の運転又は操作に関することにも該当する事項がある場合は、前記(5)の内容を本項目に含めることも可能である。

(7) 補修等の方法に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 補修工事の関係者連絡体制 (工事計画作成段階、工事中、工事終了後)
- (イ) 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制
- (ウ) 補修工事終了後の安全確認方法

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物施設の事故は、補修工事中にも発生していることから、工事計画作成時点から工事後の安全確認が終了するまで、関係する部所間で連絡を取り合い、工事の部位、方法、期間等の周知徹底を図る仕組みを確立することが必要である。また、工事計画作成段階においては、補修に先だって講じる措置、補修中の養生方法、補修完了後の措置及び緊急時の対応方法等について明確にするとともに、これらの措置の確認方法及び確認体制に関する事項を定めておくことが必要である。

(8) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 緊急時の通報連絡体制及び手段（火災時、漏えい時、地震時等）

(イ) 避難に関すること。

(ウ) 応急措置方法（火災、漏えい、地震等に対する措置、資機材に関すること。）

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

法第 16 条の 3 において、危険物施設の所有者等は、当該施設で危険物の流出、その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならないとされていることから、消防署等への通報連絡体制と手段を定めるとともに、応急措置に関する事項を定め、これに使用する資機材を準備する必要がある。

なお、応急措置の方法については、類似施設の事故例等を参考にして予測される事故に関する対応方法をできるだけ具体的にわかりやすく定めておくことが必要である。

(9) 危険物の保安に関する記録に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 保安に関する記録の様式（項目、日時、実施者、確認者（責任体制を明確に））

(イ) 保安に関する記録の保存方法

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

保安に関する記録としては、次の(ア)～(オ)等がある。

(ア) 点検・検査の記録

(イ) 設備の故障、補修等に関する記録

(ウ) 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録

(エ) 異常時の応急措置に関する記録

(オ) 事故に関する記録

これらの記録については、単に保存するだけでなく、内容を分析し、その結果をより高度な安全対策に活かしていくといった活用方法もあるため、索引をつけるなど、分析等に活用しやすいフォーマット、保存方法とすることが必要である。

(10) 危険物施設において工事を行う際の安全管理の基本的な体制・取組みに関すること。

(H17.1.14 消防危第 14 号通知)

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 責任者の要件、事業所全体の調整を含め工事計画を承認する仕組み

(イ) 工事開始前及び開始後に行うべき安全対策の基本的事項

(ウ) 協力業者を含めた保安情報の共有等

(11) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 地震発生後、危険物施設等に対して行うべき事項（H17.1.14 消防危第 14 号通知）

a 優先順位を考慮した施設の点検

b 運転停止等の措置

- c 異常発生の危険性を想定した事前措置
 - (a) 必要な従業員の緊急参集
 - (b) 必要な資機材等の調達等
- (イ) 地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において、津波による浸水が想定された地域に所在する製造所等については、次の事項を盛り込むこと。

(H24.8.21 消防危第 197 号通知)

 - a 従業員等への連絡方法

設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮したうえ、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法を定めること。
 - b 従業員等の安全確保等に係る対応

地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等を定めること。
 - c 施設の緊急停止の方法、手順等
 - (a) 設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応
 - (b) 津波襲来までの時間に応じた対応
 - (c) 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程（プロセス）に応じた対応
 - (d) 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応
 - d 施設の緊急停止等の実施体制
 - (a) 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権限及び従業員の役割
 - (b) 夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯における実施体制
 - e 従業員への教育及び訓練
 - a からd までについての従業員への教育及び定期的な訓練について定めること。
 - f 入構者に対する周知

従業員以外の入構者に対する避難に係る事項の周知について定めること。
- (ウ) 屋外タンク貯蔵所に係る津波対策

東日本大震災による屋外タンク貯蔵所の被害事例を分析した結果、タンク底板から3m以上の津波浸水被害を受けた屋外貯蔵タンクの付属配管の多くが破損したことが明らかとなったことから、予防規程には(イ)の内容に加え、以下の項目を盛り込むこと。

 - a 特定屋外タンク貯蔵所

津波により特定屋外貯蔵タンクの付属配管が破損した場合は、タンク内に貯蔵された危険物が配管の破損箇所から流出するおそれが高いことから、タンク底板から3m以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクにあつては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する措置について予防規程に定める必要がある。当該措置については、以下のいずれかによることが適当である。

 - (a) 津波が到達する時間及び従業員等の避難を考慮した上で、休日・夜間を問わずに従業員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等に

ついて具体的な検討が必要である。

- (b) 配管とタンクとの結合部分の直近に予備動力源が確保された遠隔操作によって閉鎖する機能を有する弁（緊急遮断弁等）を設置すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要であるとともに、地震時における予備動力源の信頼性について十分な検討が必要である。

なお、配管とタンクとの結合部分の直近にタンク内の危険物が配管に逆流することを防止する弁（逆止弁）が設けられている場合や、屋外貯蔵タンクの屋根上から危険物の受入れ及び払出しを行う等配管が最高液面高さよりも上部に設けられている場合のように、津波により配管が破損した場合においても、タンクに貯蔵された危険物が当該破損箇所から流出するおそれがない場合については、(a)及び(b)の対策は不要である。また、津波浸水の想定がタンク底板から3m未満となる特定屋外貯蔵タンクにあつては、津波により配管が破損するおそれが低いことから、危険物の流出を最小限にとどめることは必要であるものの、原則として上記(a)及び(b)の対策までは要しないものである。

b 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

容量が千キロリットル未満の屋外貯蔵タンクにあつては、津波によりタンク本体が移動等の被害を受けるおそれが高いことから、所有者等は、津波被害シミュレーションの結果を踏まえ、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策について検証を行い、予防規程に定めること。

4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程について（H10.3.13 消防危第 25 号通知）

顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。

- (1) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下この項において「危険物取扱者等」という。）の体制
- (2) 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
- (3) 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
- (4) 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限の設定
- (5) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の予防規程について（H11.6.2 消防危第 53 号通知）

予防規程が必要となるナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所においては、次の事項を明確にすること。

- (1) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所
- (2) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制
- (3) ナトリウム・硫黄電池施設における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制

6 単独荷卸しを行う給油取扱所等の予防規程について（H17.10.26 消防危第 245 号通知）

- (1) 予防規程に規定する内容

単独荷卸しが行われる給油取扱所等（給油取扱所、製造所・一般取扱所で地下タンクを有するもの、地下タンク貯蔵所）の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。

ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。

- イ 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
- ウ 単独荷卸しの実施に関すること。
- エ 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。
- オ 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。
- カ 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。

(2) 給油取扱所等の予防規程に添付する書類

給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。

ア 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類

イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名

ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

7 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所及び航空機給油取扱所は、給油タンク車を用いて給油することを予防規程に明記すること。（H18.4.25 消防危第 106 号通知）

8 危険物から水素を製造するための改質装置の暖機運転時の遠隔監視に係る予防規程について（H24.5.23 消防危第 140 号通知）

危険物から水素を製造するための改質装置（以下「改質装置」という。）について次の事項を予防規程に明記すること。

- (1) 改質装置の監視、制御を行う場所
- (2) 改質装置の監視、制御を行う体制
- (3) 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制
- (4) 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練

9 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る予防規程について（R2.3.27 消防危第 87 号通知）

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用について次の事項及びそれを踏まえた運営体制について、予防規程又はその関連文書に明記すること。

- (1) 可搬式の制御機器は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（H30.8.20付け消防危第 154 号）の 1 に掲げる規格等に適合するものとし、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。
- (2) 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式の制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。
- (3) 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。
- (4) 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。

10 荷卸し中の固定給油設備等の使用に関する事項について（R6.2.29 消防危第40号通知）

専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、危規則第60条の2第1項第8号の4の「専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置」としては、次の業務を同時に行った場合に、いずれの業務もおろそかにならないように具体的な対応方法等に関する措置を定めること。

- (1) 専用タンクへの荷卸し作業の立会い（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）
 - (2) 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業
 - (3) 危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う(2)の作業に対する立会い又は監視
- 11 予防規程に個人名が含まれる場合、その後の配置換え等により個人名の変更が生じても予防規程の変更の許可は要しない。（H13.8.23 消防危第98号通知）
- なお、本文中に個人名の記載は行わず当て職名（保安監督者等）等を記載し、個人の指定は別紙に記載するものであり、個人名に変更があった場合は、当該別紙を差し替えて編さんするものであること。